
日本の大企業の英文連結財務諸表の実態分析

甲南大学会計大学院 教授 中西 俊夫

① はじめに

日本企業に海外投資家が投資するためには、タイムリーで理解しやすく、信頼できる情報開示が欠かせない。ではその実際の状況はどうかについて調べることは、投資家のみならず、企業自体と、会計に係る専門家にとっても大きな意味があるとの認識で実態調査をすることとした。分析の視点は海外投資家が適時に、日本在住の投資家と同じ財務諸表を入手し分析できる状況にあるかどうかである。また逆に海外投資家のみに向けた英文財務諸表の日本語訳がないことにより、日本在住の投資家が不利になっていないかも併せて検討することとした。先行する調査としては日本公認会計士協会近畿会の国際委員会が実施した英文アニュアル・レポートの事例分析（1983年、1987年、1993年、2002年）がある。

② 分析対象会社とデータ入手方法

分析の対象は平成20年12月1日現在の東京証券取引所のトピックススコア30を構成する30社とする。分析対象データは各社がWebサイトで公開している投資家情報（IR情報）で各社の決算期を考慮した上で直近の年度決算以降に公表された連結財務諸表に限定する。これらの分析対象は、日本を代表する会社で構成されていて、その分析結果は、現時点での日本企業全体の今後の進むべき方向を示していると期待できるからである。また調査対象の会社は海外投資家の株式保有割合が高いため、英文連結財務諸表開示の実態分析結果は、今後の英文連結財務諸表の作成と公開のあり方についての改善点の発見と改善に繋がりを、海外投資家にとってよりよい投資環境が整備されることも期待できる。連結決算に限ったのは、国際的にみて投資のための情報は連結決算が主体となっていることによる。

③ 分析のポイント

分析のポイントは下記に記載した項目とする。

- ① 英文連結財務諸表作成公開の有無
- ② 英文連結財務諸表の種類と準拠する会計基準
- ③ 監査報告書添付の有無
- ④ 英文連結財務諸表の公開のタイミング

- ⑤英文連結財務諸表への米国ドル換算額の開示と監査上の取り扱い
- ⑥英文財務諸表の日本語訳（含む監査報告書添付）の有無
- ⑦米国基準の英文連結財務諸表と日本の会計基準との相違点の開示方法と内容

4 実態分析

分析対象とした企業名は表1のとおりである。

なお各社の公表している直近の事業年度末の外国人株主の保有割合は30社平均で35%であり、3分の1の株式は外国人が保有している計算になる。調査対象会社で米国会計基準を採用している企業14社の平均値34%と比べても特に大きな差異は認められない。

表1 調査対象会社

日本たばこ産業株式会社	キャノン株式会社
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	任天堂株式会社
信越化学工業株式会社	三井物産株式会社
武田薬品工業株式会社	三菱商事株式会社
アステラス製薬株式会社	株式会社三菱 UFJ フィナシャル・グループ
第一三共株式会社	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
新日本製鐵株式会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ
JFE ホールディングス株式会社	野村ホールディングス株式会社
株式会社小松製作所	東京海上ホールディングス株式会社
株式会社日立製作所	三菱地所株式会社
パナソニック株式会社	東日本旅客鉄道株式会社
ソニー株式会社	日本電信電話株式会社
日産自動車株式会社	KDDI 株式会社
トヨタ自動車株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
本田技研工業株式会社	東京電力株式会社

1. 英文連結財務諸表作成公開の有無

調査の結果上記調査対象会社のすべてが Web サイト上で英文連結財務諸表を公開している。ちなみにアクセス方法は各社のホーム・ページから「株主・投資家情報（IR 情報）」のリンクをクリックし、「IR ライブラリー」等の表示のあるリンクをクリックすれば簡単に必要情報が検索できる状態になっている。また株主・投資家情報等のページから「English」のアイコンをクリックすれば英文の情報にアクセスできる。但し会社によってはアイコンが探しにくい場合や、「Global」と表示されている場合が見受けられた。

2. 英文連結財務諸表の種類と準拠する会計基準

各社の Web サイト上で公開されている英文連結財務諸表の種類は、証券取引所の規則により作成公開される決算短信（年次、四半期）、会社法に基づく連結財務情報、各社の

資本及び取引の海外展開に応じて任意に作成されるアニュアル・レポート、米国証券取引所への上場等により米国の1933年証券法及び1934年証券取引法の定めにより米国で一般に認められた企業会計原則及び報告様式に基づいて作成し米国証券取引委員会（SEC）へ提出する「Form 20-F」（日本の有価証券報告書に相当する）がある。

以下に種類別の英文連結財務諸表の直近年度決算以降の公開情報に限って作成及び公開状況及びその準拠する会計基準及び日本基準との差について分析する。

(1) 決算短信の英語版

連結財務諸表の作成会計基準は米国基準が14社、日本基準が18社である。但し両方の基準で作成している会社が2社あるので合計は30社となる。これらの会社が公開している決算短信の英語版の状況は表2のとおりである。なお連結財務諸表の一部のみを要約して公表している場合は含めていない。決算の速報値といえる決算短信添付の連結財務諸表が日本基準の1社を除いて英文により公開されているのは大変好ましい事である。海外の投資家がインターネットを通じて適時に英文連結財務諸表情報を入手し投資意思決定に活用することができる環境にあるといえる。表2は決算短信に添付する英文の連結財務諸表の作成状況を示している。また日本基準と米国基準の両方で作成している2社は表2上は日本基準に含めた。

なお決算短信に添付される連結財務諸表は監査またはレビュー対象外である。

表2 英文決算短信（Financial report）

表示対象	同左英文表記	米国基準	日本基準
年次決算	Year end	12	17
第一四半期	1st Quarter	12	17
第二四半期（中間）決算	2nd Quarter	12	17

(2) 株主総会招集通知に添付される連結財務諸表の英語版

日本語の株主総会の関連資料のWebサイトでの公開は、30社中21社であった。内訳は米国基準の採用会社8社日本基準採用会社13社である。株主総会招集通知とその添付資料の英文の翻訳は米国基準の会社8社すべて及び日本基準の会社7社が公開している。これらの英文連結財務諸表には会計監査人の監査意見の翻訳が添付されている。

(3) 有価証券報告書に含まれる連結財務諸表

株主総会終了後に金融庁に提出される有価証券報告者はEDINETで公開されているが、大半の企業はWebサイトでも直接公開（27社）している。しかしながら有価証券報告書の英文翻訳を公開している会社は皆無である。

(4) 米国の証券取引委員会（SEC）提出資料「Form 20-F」

米国の証券法及び証券取引法により「Form 20-F」（英文）の提出を義務付けられてい

る会社13社中8社は日本において有価証券報告書の提出をすると同時または数日以内に「Form 20-F」を作成しSECに提出すると同時にWebサイトでも公開している。残りの5社はその後3カ月以内に「Form 20-F」を作成・提出し、そのことを公開している。これらの情報は米国の証券取引委員会（SEC）の運営する「EDGER」（Electronic Data Gathering Analysis and Retrieval）を見れば海外の投資家にとっては容易に情報入手できる状況が構築されているといえる。

(5) アニュアル・レポート

海外投資家のために英文の連結財務諸表を含む年次報告書（アニュアル・レポート）を作成し開示している会社は日本基準16社、米国基準14社である。このうちその日本語訳を公表している会社は日本基準で6社、米国基準で6社（すべて有価証券報告書を米国基準で作成している会社）である。有価証券報告書の連結財務諸表を米国基準で作成している会社12社に限れば、米国基準の開示情報は有価証券報告書に含まれるものと同一であるので日本の株主にとって情報に関する不公平は生じないと考えられる。海外向けアニュアル・レポートの日本語訳を作成していない日本基準の10社及び有価証券報告書には日本基準、米国のSEC向けには米国基準を作成しているアニュアル・レポートまたは「Form 20-F」の日本語訳を作成していない2社については英文アニュアル・レポートの内容に関して日本の株主に理解する上で不自由が生じている。但し英文はWebサイトで公表されているため、情報の公開についての不公平が生じているとまでは言えない状況であると考えられる。

(6) 証券取引法に基づく四半期報告書

決算短信に添付して開示された四半期連結財務諸表は公認会計士または監査法人のレビューを受けて四半期報告書としてEDINETで公開されるが、英文の翻訳を公開している会社は現時点では皆無である。

3. 公認会計士または監査法人による監査報告書添付の有無

英文連結財務諸表が投資家に有効活用されるためには公認会計士または監査法人（外部監査人）の監査意見の添付が不可欠である。外部監査人の監査意見が最初に添付されるのは会社法に基づき株主総会の招集通知に添付される連結計算書類である。この資料がWebサイトに公表されているのは、米国基準8社で、英文も開示されている。日本基準は13社で、その内英文も開示されているのは7社である。有価証券報告書に含まれる連結財務諸表も監査対象であるが、英文翻訳は皆無である。海外の投資家に公開することを主目的に作成される英文のアニュアル・レポートは連結財務諸表を含み、原則監査報告書が添付されている。英文連結財務諸表の作成は日本基準の連結財務諸表を海外の読者に理解しやすいように表示を組替えたものと、すべて米国基準によって作成したものの2種類がある。これらの公開状況は表4に示したとおり30社中14社が米国基準、16社が日本基準である。

表3 英文連結計算書類で監査報告書が添付されているもの

区 分	区分英文表記	米国基準	日本基準
株主総会招集通知添付資料（連結計算書類）	Business report	8	7

表4 英文アニュアル・レポートとして公表される連結財務諸表分析

分 類	米国基準	日本基準	合 計
公表会社数	14	16	30
財務諸表公表期間（貸借対照表：2年／損益計算書 他のフロー情報：2年）	0	9	9
財務諸表公表期間（貸借対照表：2年／損益計算書 他のフロー情報：3年）	14	7	21
直近事業年度のドル換算金額表示	12	15	27
独立監査人の監査意見（注）	14	16	30

（注）但し日本基準の3社は1年の監査意見のみ

また2008年4月1日以降開始事業年度より制度化された四半期報告書に含まれる連結財務諸表（監査人のレビューが求められる）はすべての会社のWebサイトで閲覧できるようになっているが、英文での公開は皆無であった。

表5 英文連結財務諸表の監査担当法人の分析

監査法人名	英文の監査法人名	会社数
あずさ監査法人	KPMG AZSA & Co.	12
監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu	3
新日本有限責任監査法人	Ernst & Young ShinNihon	10
あらた監査法人	PricewaterhouseCoopers Aarata	3
京都監査法人	Kyoto Audit Corporation	2
合 計	Total	30

監査法人は寡占化が進み英文連結財務諸表の監査を担当しているのはビッグ4と呼ばれる監査法人と提携している4監査法人とPricewaterhouseCoopersの協力ファームの京都監査法人に限定されている。（表5参照）

4. 英文連結財務諸表の公開のタイミング

英文連結財務諸表の公表の時期を公表順に並べると、

- ①決算短信（通常決算日以降45日を日途に公表）に添付される連結財務諸表、
- ②株主総会招集通知（期限は株主総会の2週間前）に添付される連結計算書類、
- ③有価証券報告書の組替と位置づけされるアニュアル・レポート（期限は任意）、
- ④米国SECに提出（File）される「Form 20-F」（期限は決算日以降6カ月以内）

である。公表のタイミングを実際の調査結果に基づき時系列にして示したのが図1であ

る。

図1 英文連結財務諸表の公開日（決算日または四半期終了日からの平均経過日数）

連結財務諸表	経過期間	海外向け英文連結財務諸表
	決算期末→	
決算短信（年末）（33日）	1 カ月→	Finance results-Year end（33日）
株主総会招集通知（63日）	2 カ月→	Notice of Convocation（* 4）
有価証券報告書（* 1）	3 カ月→	Form 20-F（* 5） Annual report（* 6）
第1 四半期決算短信（31日） 第1 四半期報告書（* 2）	4 カ月→	Finance results-1st Quarter（31日）
	5 カ月→	
	6 カ月→	
第2 四半期決算短信（34日） 第2 四半期報告書（* 3）	7 カ月→	Finance results-2nd Quarter（31日）
	8 カ月→	

公表日についての注記

連結財務諸表が決算日（または四半期終了日）後何日で公開されたかは（ ）で示した。

- * 1 有価証券報告書は決算日後3か月以内
- * 2 第一四半期報告書は第一四半期終了後45日以内
- * 3 第二四半期報告書は第二四半期終了後45日以内
- * 4 株主招集通知の英文翻訳の公表日はWebサイト上は明確でない。
- * 5 公表日は明確でないが、Webサイトに記載された情報から推定すると、公表時期は作成会社総数13社のうち決算日後3か月以内7社、4か月以内2社、5か月以内2社、6か月以内2社である
- * 6 「Form 20-F」作成会社で英文連結財務諸表をアニュアル・レポートに含めて作成している12社のうち公表時期が決算日後4か月以内4社、5か月以内4社、6か月以内3社、7か月以内1社であった。

調査の結果 Web サイトで英文連結財務情報の公開を積極的にしている会社の情報公開は適時性があり大変好ましい状況といえる。今後十分に公開ができていない会社の改善が待たれる。なお今回の調査対象会社以外の上場会社についても英文連結財務諸表を適時に

公開できる環境の整備が待たれる。

5. 英文連結財務諸表に開示される米国ドル換算額と監査上の取扱い

日本企業のアニュアル・レポートに含まれる英文連結財務諸表には直近年度の金額に対応する米国ドルが参考データとして表示されている。当該金額は調査対象会社のすべてで決算年度末の換算レートを使用し、海外投資家等の便宜のためにオリジナルの連結財務諸表に追加した旨および監査対象外と明確に表示されている。但し監査報告書上では追加情報として換算に言及している例が多く見受けられる。一方日本で有価証券報告書を提出している外国会社の有価証券報告書に含まれる外貨建ての連結財務諸表上の円換算額は決算期から数カ月たった有価証券報告書提出日近くの換算レートを使用している例が大半であり対照的である。またこれらの読者の便宜のために追加された円換算額については監査対象外となっていて、監査報告書に追加情報として何らかの記述がされることはない。読者の便宜のための換算金額であっても現在の経済情勢では両者の違いが巨額となるため、内国会社と外国会社の便宜上の換算金額の開示のための換算方法の統一が望まれる。

6. 英文連結財務諸表の日本語訳（含む監査報告書添付）の有無

英文連結財務諸表を日本基準で作成する場合でも、海外の読者のために米国基準スタイルにオリジナルの有価証券報告書を組替表示している。このためその日本語訳が開示されているか否かは、日本の投資家にとっては重要な意味を持っている。この点についての調査の結果、日本基準で英文連結財務諸表を作成している16社のうち、6社が日本語訳をアニュアル・レポートとして公開していた。

なお米国基準で作成された英文連結財務諸表を有価証券報告書に連結財務諸表として含めている12社については、日本語訳の必要性はなく、有価証券報告書が公表されれば情報の格差は生まれない。有価証券報告書は今回の調査結果では12社のうち10社で各社のWebサイトで直接入手も可能であった。

7. 米国基準の英文連結財務諸表と日本の会計基準との相違点の開示方法と内容

米国基準により作成された英文連結財務諸表を有価証券報告書に連結財務諸表として含めて提出している会社が12社あるが、これらの会社が作成提出した有価証券報告書の連結財務諸表（米国基準）の注記で日本基準との差を開示している。金額的に重要性がある場合には税引前当期純利益に対する影響額を開示している。利益に重要な影響を与える項目として表示されているものおよび3社以上の会社で開示されている項目を参考までに以下にリストアップする。

- 純資産の変動計算書の名称が多様であること
- 包括利益が表示されていること
- 少数株主持分の表示箇所が負債と資本の中間で独立表示であること
- 利益準備金が区分表示されていること

- 割賦販売の利益認識が販売時点であること
- 新株発行費が資本剰余金から差引されること
- 退職給付会計において「回廊アプローチの採用」のため期間損益が異なること
- 退職給付会において年金資産と退職給付債務の差額を包括利益項目として処理すること
- リース会計で、賃借人に厳密な資産計上が求められること
- セールス・リースバック取引で売却益の繰延処理が求められること
- のれんの償却費計上が認められていないこと
- 圧縮記帳が認められていないこと
- デリバティブの会計処理に違いがあること

これらの項目は会計基準の差の要素もあるが、取引の実態を客観的に判断した場合には差とならない可能性も含んだ項目であることも確かであり、今後の米国会計基準と国際会計基準、日本の会計基準と国際会計基準のコンバージェンスの進行につれて何らかの会計基準及びその適用方法に変更を求められる可能性の大きい項目ともいえる。今回の調査を参考に外国人株主の視点からの会計基準の改正と適用方法についての議論が必要と考えられる。

5 まとめ

日本を代表する企業が国際化し外国人株主の比率も高くなっている現在、外国人株主に向けた英文連結財務諸表の適時開示と、その開示内容の適正性を担保するための公認会計士または監査法人による監査またはレビュー結果の Web サイトを利用した公開は欠かせないと考えられる。今回の調査の結果海外投資家に向けた連結財務諸表関連の情報開示のレベルは過去に比べて格段に向上してきているが、さらに外国人株主の視点からみて必要な項目の充実が望まれる。

最低限改善すべき事項としては、

- ① 外部監査人の監査結果の適時の公表
- ② 四半期報告書のレビュー結果の適時の公表
- ③ 日本基準と米国基準の財務諸表開示期間の統一（フロー情報をすべて3期間とする）
- ④ アニュアル・レポートに含まれる財務諸表を有価証券報告書と同一内容とする
- ⑤ 海外投資家の便宜のために付加えた米ドル金額の表示の計算に使う為替レートを再検討する
- ⑥ 有価証券報告書に含まれる米国基準の英文連結財務諸表の日本基準との相違点の開示方法である

またかねてよりの懸案であるが、日本の連結財務諸表が両国の会計基準の差を調整表として注記する方式により米国で受け入れられるよう日本の会計基準の改正と実務の充実および米国との交渉は現時点でも最重要課題と考えられる。

参考文献

- The Japanese Institute of Certified Public Accountants 『Corporate Disclosure in Japan Overview』 日本公認会計士協会 2006年
- The Japanese Institute of Certified Public Accountants 『Corporate Disclosure in Japan Auditing』 日本公認会計士協会 2005年
- The Japanese Institute of Certified Public Accountants 『Corporate Disclosure in Japan Reporting』 日本公認会計士協会 2002年
- 日本公認会計士協会近畿会編著『最新アニュアル・レポートの実例分析』 清文社 2002年
- 末松芳信『ソニーの連結財務情報』 清文社 2001年
- 野村健太郎『連結経営の衝撃』 中央経済社 2000年
- 古賀智敏・五十嵐則夫著『会計基準のグローバル化戦略』 森山書店 1999年
- Frederick D.S Choi and Kazuo Hiramatsu 『ACCOUNTING AND FINANCIAL REPORTING IN JAPAN』 Van Nostrand Reinhold (UK) Co. Ltd 1987年